

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況

① 総括Ⅰ 子育てを取り巻く環境について
(令和2年～令和6年度)

社会情勢や子育てを取り巻く環境が大きく変化した

《社会情勢・子育て環境の変化》

- 少子化の加速
- 共働き世帯の増加
- 働き方の変化
- 子育て家庭の孤立化
- 新型コロナウイルス感染症
- 物価高騰
- 人員不足（福祉分野など）
- 育児休業制度の充実

《国の法令・施策》

- こども基本法の施行
- 児童福祉法等の改正
- 加速化プラン（異次元の少子化対策）

② 総括Ⅱ 量の見込みと確保方策
(総括的な定性評価)

計画策定時（令和元年度）には、新型コロナウイルス感染症を、想定していなかったこともあり、各事業において、計画値と実績値に乖離が生じたものの、令和5年度、令和6年度については、需要が回復してきた。

【関連事業（影響があった事業）】

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、
一時預かり事業（一般型）、病児・病後児保育事業、
子育て援助活動支援事業、療育支援訪問事業

③ 総括Ⅲ 量の見込みと確保方策
(総括的な定性評価)

共働き世帯の増加（フルタイム希望、育休取得）により、子育て世帯のニーズも多様化してきている。

【関連事業（影響があった事業）】

●放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

→待機児童数が依然として多い（R6年度323人）

●一時預かり事業（幼稚園型）

→申請日数の増（R2：61,915日→R6：117,294日）

●病児保育事業

→新たな病児保育室の確保を求める意見が寄せられている

④ 総括Ⅳ 今後の方向性
(新たに計画に盛り込まれたもの)

こども基本法の施行、**児童福祉法等の改正**により、こども・若者の意見聴取や政策への反映、子どもの権利の普及啓発に加えて、**子育て世帯に対する包括的な支援**のための体制強化が図られた。

【第3期子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）より新たに盛り込んだ事業】

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括支援相談支援事業
- 乳児等通園支援事業（R8～）
- 産後ケア事業

⑤ 総括Ⅴ 今後の方向性
(個別事業(一部抜粋))

●放課後児童健全育成事業(児童ホーム)

公立児童ホームは待機児童数の推計が20人以上となる地域への増設を進める。民間児童ホームは補助金制度を拡充することにより待機児童が多い地域への設置促進や定員数の確保を図る。

●子育て短期支援事業(ショートステイ)

更なる事業周知により積極的な制度利用につなげるほか、担い手であるショートステイ里親の登録者数増について、県や里親支援専門相談員と連携して啓発活動等に取り組む。

⑥ 総括Ⅴ 今後の方向性
(個別事業(一部抜粋))

●病児・病後児保育事業

新たな医療機関併設型病児保育室の確保のほか、訪問型による病児保育事業の導入など市民の利便性向上につながる対応を検討していく。

●乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

令和8年度からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、制度開始後も本事業のニーズに対応していくことで、子育てに不安を抱える保護者やそのこどもの支援につなげていく。